

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から46年2月まで

昭和40年3月に高校卒業後、A都道府県の事業所に就職し、44年3月末に退職したが、その際、共済組合から退職一時金を受給した。退職後、国民年金の加入手続はしなかった。45年10月に結婚し、加入手続前の46年2月に義父が役場の担当者から、20歳以降、未加入だった期間の保険料を納めることができると聞いてきたので、実家の父に連絡をして、2万1,000円送金してもらった。このことは、父の日記にも記されており、送金してもらったあとで義父に渡したことを記憶している。

昭和46年3月に義父が役場で国民年金の加入手続をしてくれたが、役場の担当者には私が共済組合に加入していたことは話さなかった。納付後に、義父からさかのぼった期間について、納めてきたということを知ったので、納付事実が無いというのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、その義父に依頼して国民年金保険料を特例納付したと主張する時期は、第1回特例納付実施期間内であり、納付したと主張する金額も申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、保険料を特例納付するために実家の父から2万1,000円を送金してもらったと主張するところ、その父の日記から送金したことが確認できる上、義父から、「保険料をさかのぼって納付してきた。」と聞いたとの主張についても不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年2月から44年3月までの期間は、申立人はB共済組合の組合員であるため、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、この期間の記録の訂正は行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの期間及び38年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和38年1月から41年3月まで

昭和35年10月の制度発足当初から国民年金に加入していた。申立期間①については、集金人に納めていたので、未納なのが納得できない。申立期間②については、自分も家族も申請免除の手続をした記憶が無く、集金人に納めていたので、申請免除期間になっているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について申立人は、地区内の集金人に保険料を納付していたはずであり、保険料が未納（昭和36年4月から37年12月まで）や申請免除（昭和38年1月から41年3月まで）とされていることはおかしいと主張するところ、申立人が納付したと記憶する金額は当時の保険料と一致しており、集金人が国民年金手帳を保管し、集金の個人カードに押印していたとの主張は具体的であり、不自然さはみられない。

さらに、昭和38年1月に申立人の長女と結婚し、申立人と同居していたA氏は、「結婚した当時、家業は繁盛しており、保険料が納付できない経済状況や申請免除を受けなければならない経済状況にはなかった。また、仮に申請免除の手続を行うのであれば、市町村職員であった自分が代行したはずであるが、義母から申請免除の手続について聞いたことは無かった。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和48年3月に退社後、A市町村役場で国民健康保険と一緒に手続をし、そこで国民年金保険料を納付した。

市町村役場から担当の方が来て、納付できなくなったら、未納のままにせず、免除申請をすることができるので、継続するようと言われた。コンピューター化する際、記録が消えたのではないかと疑念がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年3月に、A市町村役場で国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民年金の加入勧奨を受け、夫婦二人の加入手続を行い、申立期間のうち、同年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料をA市町村国民年金課窓口で納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは48年7月2日に夫婦連番で行われていることが確認できる。

また、保険料の納付については、「A市町村役場の国民年金課窓口の奥に個別の納付ブースが設けてあり、納付書により現金納付した。」、「一度、督促状が届き、慌てて納付したことがある。」としているなど当時の記憶は具体的であり、A市町村では昭和48年度から50年度は各納付期限後に督促状を送付していたとしており、申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張す

るが、妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、納付状況が不明である。

また、申立人は、妻が納付していた期間について、保険料の未納期間が長いことが記載された文書を見たことがあるとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成元年3月までの期間及び2年11月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から平成元年3月まで
② 平成2年11月から3年3月まで

時期は記憶していないが、妻がA市町村役場で、私と妻の加入手続を行ったが、年金手帳は交付されていない。平成6年に口座振替にするまで、毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。自営業を営み、国民健康保険税は上限額を納付するなど所得はあり、遅れたにせよ絶対に納付していたはずであり、未納だという連絡も無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成6年9月に口座振替による納付を開始するまでは、夫婦二人分の保険料のすべてを集金人に納付していたと主張し、申立期間当時の集金人として二人の集金人を記憶しているが、A市町村への照会結果から、一人は申立期間以後の3年7月からの就任であったこと、一人は国民健康保険税及び住民税の集金業務のみであり、国民年金保険料の集金を行っていなかったことが確認され、申立期間の保険料を二人の集金人に納付することはできなかつたものと推認されるほか、A市町村に照会した結果判明した申立期間当時の集金人は、申立人の保険料を集金したことは無いと証言している。なお、申立人は銀行に納付していた可能性もあるとしているが、銀行に納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

ない。

さらに、A市町村及び社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和62年9月26日に夫婦連番で行われ、資格取得は申立人が61年8月1日、その妻が同年12月16日にそれぞれ遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点において、夫婦ともに申立期間①の一部は過年度納付となり、集金人に保険料を納付することはできないとともに、申立人に保険料を遡^{そきゅう}及して納付したとの記憶も無い。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人夫婦の保険料の納付日が確認できる期間の納付日を見ると、夫婦の納付日は、おおむね一致しており、申立期間については、その妻も未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年3月までの期間及び2年11月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から平成元年3月まで
② 平成2年11月から3年3月まで

時期は記憶していないが、私がA市町村役場で、夫と私の加入手続を行ったが、年金手帳は交付されていない。平成6年に口座振替にするまで、毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。自営業を営み、国民健康保険税は上限額を納付するなど所得はあり、遅れたにせよ絶対に納付していたはずであり、未納だという連絡も無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成6年9月に口座振替による納付を開始するまでは、夫婦二人分の保険料のすべてを集金人に納付していたと主張し、申立期間当時の集金人として二人の集金人を記憶しているが、A市町村への照会結果から、一人は申立期間以後の3年7月からの就任であったこと、一人は国民健康保険税及び住民税の集金業務のみであり、国民年金保険料の集金を行っていなかったことが確認され、申立期間の保険料を二人の集金人に納付することはできなかつたものと推認されるほか、A市町村に照会した結果判明した申立期間当時の集金人は、申立人の保険料を集金したことは無いと証言している。なお、申立人は銀行に納付していた可能性もあるとしているが、銀行に納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

ない。

さらに、A市町村及び社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和62年9月26日に夫婦連番で行われ、資格取得は申立人が61年12月16日、その夫が同年8月1日にそれぞれ遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点において、夫婦ともに申立期間①の一部は過年度納付となり、集金人に保険料を納付することはできないとともに、申立人に保険料を遡^{そきゅう}及して納付したとの記憶も無い。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人夫婦の保険料の納付日が確認できる期間の納付日を見ると、夫婦の納付日は、おおむね一致しており、申立期間については、その夫も未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から49年3月まで
昭和50年10月に結婚したが、申立期間のころはまだ実家において、自分では納付していなかった。
私と兄と母親の分を、母親がまとめて役場で納付していたと思う。
私の納付記録は未納とのことだが、母親と兄の分は納付となっていると思うので、私だけ納付となっていないのはおかしい。
なお、父親は厚生年金保険加入だった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずであると主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年9月10日、資格取得は44年8月25日に遡及して行われたことが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、47年6月以前の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間において、申立人のみが未納であるはずがないと主張するが、申立人の兄の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和49年9月10日に申立人と連番で行われ、資格取得は45年12月に遡及して行われていることが確認でき、保険料についても、申立人と同じく49年4月から納付されていることが確認でき、申立人の母親については、厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した 46 年 1 月以降、52 年 3 月まで国民年金には加入していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 29 年 6 月から 30 年 9 月まで
③ 昭和 33 年 9 月から 34 年 5 月 14 日まで
④ 昭和 34 年 7 月から 35 年 3 月まで
⑤ 昭和 36 年 10 月から 39 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社の厚生年金保険の資格取得は昭和 27 年 6 月 1 日となっているが、中学校を卒業した次の日から勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、B事業所とC事業所にそれぞれの期間は覚えていないが、運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間③については、D有限会社の厚生年金保険の資格取得は昭和 34 年 5 月 14 日とされているが、33 年 9 月から勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間④については、E事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間⑤については、F事業所の厚生年金保険の資格取得は昭和 39 年 2 月 1 日とされているが、36 年 10 月から勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録ではA株式会社における厚生年金保険の資格取得が昭和 27 年 6 月 1 日とされているが、同年 3 月に中学校を卒業後、すぐに勤務し厚生年金保険にも加入

していたと主張するが、申立人と同様に、中学校を卒業し同社に入社した社員は、「入社して1年後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、同社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社の被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は昭和27年6月1日から28年3月31日までの期間以外には無く、健康保険番号にも記録の不備をうかがわせる欠番はみられない。

さらに、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

- 2 申立期間②について、申立人は、B事業所とC事業所にそれぞれ勤務した具体的な期間は記憶していないが、運転手として勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、社会保険事務所の記録では、B事業所及びC事業所は両事業所とも厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、法務局の法人登記でもB事業所及びC事業所の登記は無く、事業主の所在も不明であり、当時の勤務状況も確認できない。

さらに、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

- 3 申立期間③について、申立人は、社会保険事務所の記録ではD有限会社における厚生年金保険の資格取得が昭和34年5月14日とされているが、33年9月26日から勤務し厚生年金保険にも加入していたと主張するところ、申立期間当時の同僚3人の証言及び厚生年金保険の加入記録によると、一人は、「配達担当で2年勤務した。」としているが厚生年金保険の加入記録は3か月、一人は、「1年ぐらい勤務した。」としているが厚生年金保険の加入記録は3か月、一人は、「助手として1年半勤務した。」としているが厚生年金保険の加入記録は3か月となっていることが確認でき、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の保管するD有限会社の被保険者名簿における申立人の加入記録は、昭和34年5月14日から同年7月5日までの期間以外には確認できず、健康保険番号にも記録の不備をうかがわせる欠番はみられない。

さらに、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険

料控除に関する申立人の記憶も曖昧^{あいまい}である。

- 4 申立期間④について、申立人は、G区のE事業所に入社し、運転手として夜間勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するが、社会保険事務所の記録では、E事業所は厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、法務局の法人登記でもE事業所の登記は無く、事業主の所在も不明であり、当時の勤務状況も確認できない。

さらに、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧^{あいまい}である。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、社会保険事務所の記録ではF事業所における厚生年金保険の資格取得が昭和39年2月1日とされているが、36年10月1日から勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、雇用保険の記録から、37年6月1日から勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、F事業所は厚生年金保険適用事業所となっておらず、同事業所の厚生年金保険適用事業所としての届出は昭和39年2月1日となっていることが確認でき、申立人も同日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、F事業所で昭和36年10月から39年2月1日までの期間において同僚だった二人は、「申立期間当時は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、社会保険事務所の記録から、その当時、国民年金に加入していたことが確認できる。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 4 月 15 日まで
昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 4 月 15 日まで、A株式会社B工場に出稼ぎに行った。この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社（A株式会社の事業の一部を引き継いだ子会社）が保管する賞与支払明細の記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間についてC株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C株式会社では、「当社では申立期間当時、D健康保険組合に加入しており、申立人について加入の有無を調査したが加入していなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人と同じく季節労務者として就労していた5人は、5人とも、社会保険庁の記録から厚生年金保険に未加入であり、国民年金に加入していたことが確認でき、このうち4人は、「国民健康保険証を持って出稼ぎに行ったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所保管のC株式会社の被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 10 日から 41 年 4 月 15 日まで
② 昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 15 日から 43 年 4 月 15 日まで

20 歳になった昭和 40 年 11 月から 41 年 4 月まで有限会社 A で働いており、翌年の 41 年 11 月から 42 年 4 月までは B 株式会社で働き、42 年 11 月から 43 年 4 月までは C 株式会社で働いていたが、厚生年金保険加入記録が無いとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、有限会社 A に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、有限会社 A に照会した結果、事業主の妻及び当時の従業員一人は、「申立人については記憶が無い。」と証言している。

また、申立期間当時、有限会社 A に勤務していた当時の従業員は、本人自身について、「4、5 年間、勤務した。」としているが、同人の厚生年金保険の加入記録は 1 か月のみであることが確認でき、社会保険事務所の保管する被保険者名簿の記録では、昭和 40 年 8 月以降は事業主夫婦のほか一人が厚生年金保険に加入している以外に加入者はおらず、申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番もみられない。

さらに、雇用保険の記録においても、申立期間について、申立人が有限会社 A に勤務していたことは確認できない。

申立期間②について、申立人は、B 株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、B 株式会社の社長は、「季節労働者については、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言している。

また、B 株式会社の被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の記録は

確認できないとともに健康保険番号に欠番もみられない。

なお、雇用保険の記録では、B株式会社には、昭和44年11月15日から45年4月20日まで勤務していたことが確認できる。

申立期間③について、申立人はC株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するが、同期間については、雇用保険の加入記録も無い。

また、申立期間当時、C株式会社に勤務していた社員二人は、「申立人については記憶が無い。」と証言している。

さらに、C株式会社の被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の記録は確認できないとともに健康保険番号に欠番もみられない。

このほか、C株式会社はすでに全喪しており、当時の勤務状況等について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。